

利用者と水戸市地域包括支援センターとの介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント提供に係る契約締結等の流れ（令和3年4月以降）

地域包括支援センター		居宅介護支援事業所
業務内容	関連様式	業務内容
<p>○ 契約書，重要事項説明書，関連様式一式を居宅介護支援事業所へ郵送又は窓口でお渡しする。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・「介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供に係る契約書」 ・「介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント重要事項説明書（兼契約書別紙）」 ・「個人情報に関する同意書」 ・「介護予防サービス計画作成依頼届」（要支援1・2の方） ・「第1号介護予防支援事業依頼届」（事業対象者の方） 	<p>○サービス利用相談・申込の受付</p> <p>利用者に連絡して，契約や初回アセスメント等に係る日程調整を行う。</p> <p>○当事業所へ契約日時等の連絡</p> <p>契約書，重要事項説明書等の当事業所からの受け取り方法について，以下のとおり希望を伝える。</p> <p>【受け取り方法：郵送・窓口】</p> <p>○利用者と当事業所との契約代行（新規の委託業務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当事業所から「契約書」，「重要事項説明書」各2部，「個人情報に関する同意書」，「介護予防サービス計画作成依頼届」又は「第1号介護予防支援事業依頼届」を入手。 2 説明と同意を得る。「契約書」，「重要事項説明書」各2部は利用者の記名押印をもらう。「個人情報に関する同意書」，「介護予防サービス計画作成依頼届」又は「第1号介護予防支援事業依頼届」，「被保険者証」をまとめ，当事業所担当者へ提出。
<p>○ 契約書等の確認，介護保険課へ書類提出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「契約書」，「重要事項説明書」各2部，「個人情報に関する同意書」，「介護予防サービス計画作成依頼届」又は「第1号介護予防支援事業依頼届」，「被保険者証」，「個人情報の提供について（依頼）」の提出状況を確認。 2 介護予防サービス計画作成依頼届又は「第1号介護予防支援事業依頼届」，「被保険者証」を介護保険課へ提出。 個人情報の提供について介護保険課へ依頼。 	 <p>「認定調査票」「主治医意見書」</p> <p>（当事業所からのお渡し方法は，<u>窓口のみ</u>）</p> 	<p>○ 契約締結後，「個人情報の提供について（依頼）」を当事業所へ提出し，認定調査票・主治医意見書（要支援1・2の方のみ）を入手。（提出後1週間程度の見込み）</p> <p>※入手した「認定調査票」「主治医意見書」は，介護予防サービス・支援計画作成に活用し，その後は居宅介護支援事業所内で厳重に保管する。</p>
<p>○ 当事業者印を押印した契約書，重要事項説明書各1部を利用者宛て郵送</p>		